

赤井川村高校生就学支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第125条に規定する専修学校高等課程及び同法第134条に規定する各種学校(以下「高等学校等」という。)に就学する生徒の保護者等(以下「保護者等」という。)に対し、就学に係る費用を助成することにより、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、子育て環境の向上及び定住化促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 高校生就学支援助成金(以下「助成金」という。)の助成の対象となる者は、村内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により村の住民基本台帳に記録されている者であつて、赤井川村立赤井川中学校を卒業し高等学校等に就学する生徒を監護している保護者等とする。

(助成対象期間)

第3条 第1条の目的を達成するため、助成対象とする期間(以下「助成対象期間」という。)は、生徒が高等学校等に就学する年度の4月から起算して当該高等学校等の正規の修業年限を上限とし、生徒1人につき3箇年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、生徒が年度の途中で高等学校等に入学した場合は、入学した日の属する月から助成対象期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、生徒が高等学校等を卒業し、終了し、又は退学した場合は、卒業し、終了し、又は退学した日の属する月までを助成対象期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、生徒が休学した場合は休学した日の属する月までを助成対象期間とし、生徒が復学した場合は復学した日の属する月から助成対象期間とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、生徒1人につき月額1万円とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度初め、赤井川村高校生就学支援助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、高等学校等に在学していることを証する書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 申請書の記載内容に変更が生じた場合は、赤井川村高校生就学支援助成金変更届(様式第2号)を速やかに村長に届け出なければならない。

(交付決定)

第7条 村長は、申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、赤井川村高校生就学支援助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)

により申請者に対して通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、毎年度9月と3月の各末日までにそれぞれ6箇月分(第3条第2項から第4項までの規定を適用する場合にあつては、当該規定により定められた助成対象期間分)を、申請者が指定した金融機関に口座振込により交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 村長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。